

長良川河口堰、新たな住民訴訟の提案について

全国的に、公共事業のあり方を問い直す大きなきっかけを作った長良川河口堰問題。差し止め訴訟の控訴審も大詰め（4月21日結審）です。ずっと差し止め訴訟を担い、支えて来られた方々が、さらにもう一步の追撃を考えています。この新たな訴訟が成立すれば、徳山ダムをはじめとする、「無駄・無益・有害」なダムをくい止める大きな力になることでしょう。しかし原告団が成立しないと話が始まりません。愛知県・三重県の県民の方々、原告になりませんか（他県の方、支援者になりましょう）。

以下は現段階では村瀬惣一さんの「提案」です。変更があるかもしれません。

訴えの趣旨 (1) 長良川河口堰（本体）建設費1500億円のうち、工業用水分にかかる同県水道事業（企業会計）に対する1998年度分貸付金（愛知県＝33億5000万円、三重県は出資金として20億8000万円）は、地方財政法第6条に違反する不法支出であるから、これを賠償すること。(2) 同上建設費として愛知県が負っている工業用水分500億円、水道用水分222億円（金利を含む。三重県は工業用水分355億円、水道用水分220億円）の償還に当たっては、最も低利な金融機関に借り換えを行うこと。

訴訟の目的 愛知県知事（三重県知事）が不利な条件で国の水源開発事業計画を受け入れたことにより、同県民に過重不当な負担を課する事態に至ったことにつき、反省を求め、同職の今後の姿勢を、国に対する負担再検討要求の方向に転換せしめること。

被告 現愛知県知事／現三重県知事 **所管裁判所** 名古屋地裁／津地裁

原告団 A会員とB会員（仮称）。A会員＝原告（愛知県民・三重県民）及び氏名を出さずに原告と同じ負担をする者。参加費3000円、会費月額1000円程度。B会員＝任意の支援者。（とりあえずの連絡先は **在間法律事務所 052-951-2818**）

トピック1

徳山ダム工業用水 年間6億円! 岐阜県民負担は始まっている

ダム建設費のうち利水分（水道水、工業用水）は完成・運用開始後に、償還していくのが法律的常識。ところが岐阜県では徳山ダムの工業用水負担分をすでに毎年支払っている（97年度約5億7000万円、98年度約6億円）。完成・運用開始を待っていると、その間の財政投融资からの借入金の高額金利がずしりと上乗せされるから、こうした「先払い」は合理的選択という考え方もある。しかし岐阜県にとって「絶対に要らない」ことが明白なものを買うために、苦しい財政から先払いを続けるのは納得できない。「法律的常識」を超えて金利負担を減らそうという素晴らしい智恵を働かせる人達が、要らないものは要らないと言い切る方には智恵が働かないのは全く不思議だ。

トピック2 (日刊ゲンダイ／朝日新聞より)

大阪府島本町で水道を巡る住民投票条例制定を直接請求

全国名水百選にも選ばれた天然地下水で上水道をまかなう大阪府三島郡島本町で、府営水道の導入計画に反対する住民グループは、3月3日、導入の是非を問う住民投票条例の直接請求のための署名合計6463人分（有権者22789人）を町選管に提出。4月中にも町議会で条例案がはかれる。府営水道は淀川から取水するため、明らかに味が落ち、

料金値上げにつながる。町は「このままだと将来足りなくなる」としてこの夏にも導入しようとしている。ところが1990年の調査では「年間1000万トンの地下水汲み上げなら適正」としており、現在の使用量は672万トン。どういう予測のもとに、いつ「足りなくなる」のか説明できていない。一方、大阪府は莫大な予算を取って府営水道第7次拡張事業を始めている。市町村に府営水道の水を押しつけない府の側の事情がある、というわけである。要らない水を開発し続ける矛盾がこうした形で現れている。

他人事ではない。徳山ダムが完成したら、大垣を中心とする一市十三町はダムの水を水道水として押しつけられる。しかもその値段が生半可ではない。岩屋ダムの水を買っている御嵩町は、岐阜県一の高額、大垣市の約4倍の水道料金となってしまった。岩屋ダムの水道水の水源費は毎秒1トン当たり1億円。それに対して徳山ダムは(1985年単価で)84億円。これが押しつけられたら、大垣市とその周辺の水道料金は一体いくらになるのだろう。もちろん水質悪化は明らかである。こうしたことは、住民には何も知らせず、議会も知らん顔をしている。住民には都合の悪い情報を隠しておいて、既成事実を積み上げてしまう、という手法はもうたくさん。何とか変えていきたいものである。

利水費用回し

護岸整備早く

大垣市 近藤 ゆり子

(塾講師 48歳)

最近の報道によると、八〇%近くの人が一公共事業に無駄がある」と考えているという。岐阜県には巨大ダム・徳山ダム計画があるが、名古屋市は水利権を半分返上している。長良川河口せきでは、愛知県が工業用水の利水費用を一般会計から償還せざるを得ない状態だ。岐阜県も木曽川支流の岩屋ダム水利権について、使い道が決まらないまま二十年以上にわたり、毎年度約六千万円を一般会計から支払っている。

さらに、岐阜県開発企業局によると、県は徳山ダムの工業用水水利権に関して毎年度六億円近くを先払いしている。本来これは、工業用水を企業に売ることによって回収すべきものであるが、岩屋ダムの工業用水の売り先を確保出来ない県が、六十倍もの値段になると算定

される徳山ダムの水を売ることが出来るはずはない。見通しの誤りによって県民は被害を受けているのだ。

揖斐川流域では「徳山ダムの費用は治水のためだ。水需要は関係ない」と主張する人もいる。徳山ダムの洪水調節費は、総建設費二千五百四十億円(建設費一九八五年ベース試算)の二四%未満であり、多くを占める利水費用が県民の負担になることが知らされていない。ちなみに建設省によれば、仮に徳山ダムが完成しても揖斐川の治水には五千四百億円の堤防などの強化が必要であるという。

徳山ダム建設が「揖斐川流域住民の安全のため」というなら、使い道のない水利権先払いの六億円を、堤防強化のために使って欲しいと思うのは、私だけだろうか。

朝日 4/4

トピック3 (徳島新聞より)

長安口ダム(徳島県・那賀川水系)による浸水被害・住民敗訴でも「ダムで洪水は止められない」と最高裁が保証?

1971年8月、台風による増水と長安口ダムの緊急放流とが重なって、ダム下流で128戸が浸水被害を受けた。住民は「長安口ダムの放流ミス」として国・県に賠償を求めていた。一審では住民勝訴、二審で逆転敗訴となったので、住民が上告していた。二審判決は、浸水被害とダム放流との因果関係を認めた上で、「ダム管理に必要な気象変化や降雨量の予測は甚だ困難である」とし、「予備放流開始時期や適正流量の判断も困難」なので「国や県に賠償責任を伴うほどの過失はなかった」というものであり、最高裁はこれを支持した。「治水目的」をもつダムがその機能を果たすには、「ダム管理に必要な気象変化や降雨量の予測」が可能であり、「予備放流開始時期や適正流量の判断」可能であるのが前提ではないだろうか。「ダム管理者は無過失」でもダム放流による洪水が起こるの

なら、「治水ダム」とは一体何なのだろう？

この地域の「徳山ダム推進派」は「治水のために早く作れ」と言う。この判決をどう見るだろうか。ちなみに大垣の「水防計画」を見ると、堤防の嵩上げなどは何年も放っておかれていることが良く解る。多くの人が素朴に信じている「治水のためのダム」というのはどうやら幻想もしくは為にするデマ宣伝のようである。

今年度の予定一案

夏（8月頃）－徳山村キャンプ

秋（10月頃）－シンポジウム又は学習会

テーマについて色々な意見があります。読者からもご提案下さい。

97年度会計報告 (97.4.1～98.3.31)

昨年度末残金			今年度末残金		
現金	8,957		現金	13,729	
銀行に	25,031		銀行に	41,329	
郵便局に	24,350	合計 58,338 円	郵便局に	22,580	合計 77,638 円
収入 合計 639,678 円			支出 合計 620,378 円		
現金にて	会費	52,000	郵送費	176,630	
	カンパ	132,460	他団体へ	102,790	
	売上	104,000	講師交通費	70,000	
郵便振替による会費等		320,000	本支払い	56,340	
原稿料		31,200	会場費	26,675	
(銀行利息		18)	消耗品費	84,903	
			シール作成費	94,920	
			雑費	8,120	

- ・他団体等へのカンパ・会費が多いのは、昨年度、特殊事情が重なったためです。
- ・98年度会費を早めに入金された方の分が収入としてすでに含まれており、未払い金も残っていますので、残念ながら実際の残額はもっと少なくなります。

98年度会費（年会費2000円）をよろしくお願いいたします。

郵便振替 00800-7-31632

（すでにご入金の方にも重ねて振込用紙が届くかもしれません。ご容赦下さい）

「技術と人間」の連載をよろしく

月刊「技術と人間」の連載「徳山ダム問題を考える」 4月号・5月号は藤橋村のことです。5月号は中川治一さんが執筆されます。6月号は旧徳山村住民の立場から大牧富士夫さんが執筆されます。7月号は村瀬惣一さんが官製治水論を暴きます。8月号は上田武夫代表が大型猛禽類を中心とした生態系の問題を取り上げます。

「やめよ！徳山ダム」徳山ダム建設中止を求める会通信 編集責任：近藤ゆり子
事務局 大垣市本町2-27 TEL0584-78-4119 FAX0584-82-4119
郵便振替：00800-7-31632 Email：tokuyama@geocities.co.jp

長良川河口堰差し止め訴訟控訴審 最終陳述

98. 4. 21 村瀬惣一

審理を結ぶに当り、陳述の機会を与えられたことに感謝のうへ、裁判所の御考慮求めたい。申し上げたいことは2点。1つは差止めの要件について、もうひとつは件事業にメリットがあるかについて、であります。

この工作物が環境、生態系に及ぼす影響と風水害、高潮、地震等の災害の際、如にそれを増幅するか、即ち、本件訴訟の根底をなす部分については、すでに詳しく述べてきたところであるから今さら申し上げません。—そこで—

第一点の、差止めの要件について—であります。地裁判決は「当該事業の実施によって、請求者の排他的な権利が侵害され（中略）その侵害行為によって、請求者に大な損害が生じ、その損害の程度が公共の利益を上廻る程のものであって、その権を保全することがその事業を差し止めることによってのみ実現される」こと、としている。この場合施工者の主張する事業目的をそのまま受け入れてしまえば、あらゆる差止請求は退けられることとなる。第一審はまさにそのようなものであったのであります。

いま全国各地で、さまざまな住民運動が噴出ししている。近辺では、岐阜県御嵩町産業廃棄物処分場、東濃の高レベル放射性廃棄物の最終処分場、名古屋市の大塚干渉瀬戸の海上の森、遠くは九州の諫早干拓。これらの住民運動の中には参加者個人のける被害が少ないか、全くないケースもある。だが、運動の動機には自然、生態系に対して回復不能の破壊をもたらすことを阻止することが、明日の地球に対する人類責任だとする使命感がある。長良川には約80種の魚族が住み、うち1/2以上は遊魚である。生態系の価値は金銭ではかられるものではないし、また特定の個人の有に帰するものでもない。地裁のいう、差止めの要件は、いま人類が問うている課題に対して無力である。本法廷が今日の人類的課題に答える法理を確立されることを希望する。

第二は、施工者の言う事業のメリットである。結論から先に申さば、それはゼロである。如何なる犠牲も、如何なる金銭的支出もこれを行う価値はない。以下言うところの利水、治水の2点について言う。

まず利水。

すでに述べたところであるが、本件長良川河口堰は、1965年に策定された、曾川水系水資源開発計画に含まれる。この計画によれば木曾川、長良川、揖斐川の系にダム等を6つ、計日量で745万トンの都市用水を開発し、これを愛知県の尾と、岐阜県の全域（但し高山を除く）と三重県の北伊勢に供給する、とされる。総は一応、85年度とされる。だがこの地域の既存の水源の実績は450万トン。これに745万トンを加えるという計画は、それ自体が過大だった。—果たして—

年度の' 85年において完成、稼働していたのは岩屋ダムだけだったが、稼働率は能力の342万トンに対して120万トン余、2/3は余剰だった。だからこの時点において、少なくとも河口堰の194万トンと徳山ダムの130万トンについては見直すべきであったのに国は、基本計画を2000年まで延長、河口堰本体は'94年3月に完成した。この水を使うために、愛知県は木曾川の馬飼用水から供給されていた知多半島の5市5町の水道用水、日量10万トンを河口堰に切り換える施設を建設中。だが馬飼の能力は140万トン、実績は70万トンなのだ。

また、三重県は津市ほか1市7町の不足水源日量8万トンを河口堰から充当するとして施設を建設中であるが、8万トンは過大。2万トンをこえないとみられる。ならば津市方面の工業用水に日量4万トン近い余剰があり、さらに四日市の北伊勢工業用水に40万トン程度の未使用分もある。なのにあえて両県が河口堰の水を使わせるのは、堰建設の正当性の証しにしたいことと、投下資金回収だけが目的だとみてよい。

もうひとつのメリットとする治水だが—施工者の論理では—長良川の洪水流下能力を秒7500トンまで高めるために河道の浚渫を行いたい、それにより満潮の遡上を延長し、塩害を拡大するから河口堰が必要だ、とする。だが国のいう長島町の塩害とは、伊勢湾台風の高潮に起因する被害であって、いま、塩害は全く解消している。また、計算によれば、すでに長良川の最高水位は秒7500トン流下時において許容水位以下におさまっている。即ち、利水においても治水においても、河口堰を必要としない。

最近某紙のアンケートによれば、国民の79%はムダな公共事業が行われていると感じており、ムダの第1位は長大橋、第2位はダム、河口堰、第3位は干拓、第4位はスーパー林道。本法廷がこの国民の常識から大きく乖離した判決を下されぬよう切望してやまない。